

横浜市福祉調整委員会について

横浜市の福祉保健サービスに関する市民からの苦情・相談を中立・公正な立場でお聞きし、必要に応じてサービス提供機関（市または事業者）に対して調査・調整を行います。苦情は、事実のあった日から1年以内にサービス利用者またはその家族が申立てることができます。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/chosei/system.html>